

様式 1

明細書

令和元年 9 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒965-0201）福島県会津若松市湊町大字赤井字笹山原 3
（フクシマケンアイヅワカマツシミナトマチオオアザアカイアザサ
サヤマハラ 3）

名称（フリガナ）：会津養鶏協会（アイヅヨウケイキョウカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 小平 和広

ウェブサイトのアドレス：<http://www.aizujidori.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：家きん肉（鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：会津地鶏（アイヅジドリ）、Aizu Jidori

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：福島県会津地域（会津若松市、喜多方市、南会津郡（南会津町、下郷町、
檜枝岐村、只見町）、耶麻郡（北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町）、
河沼郡（会津坂下町、湯川村、柳津町）、大沼郡（会津美里町、三島町、
金山町、昭和村）、福島市

5 農林水産物等の特性

「会津地鶏」は、少なくとも450年以上前から会津地方にのみ生息していた「会津地鶏」の純粋種（以下「純系会津地鶏」という。）と優良な肉用種鶏との交配により福島県が作出した地鶏である。

肉色は赤みが強く、「純系会津地鶏」の味と身の締まりを受け継ぎ、肉質はきめが細かく弾力があり、うま味成分や美味しさに関与するとされているアラキドン酸を多く含んでいる。

コクと旨みがあり、しっとりとした肉質が焼き鳥、鍋物、丼物などどんな料理にも合うと需要者からも評価されており、平成20年11月に福島県が県内の選りすぐった産品から審査・認定する「福島ブランド認証産品」に認定されるなど、福島県を代表するブランド地鶏となっている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）素雛

会津養鶏協会（以下「協会」という。）が指定する会員の養鶏場から購入した「会津地鶏」の雛を使用する。

（２）飼養の方法

- ア 屋根のあるハウス等の施設で飼育する。
- イ 素雛導入後の28日齢以降は平飼いとする。
- ウ 飼育密度は、28日齢以降 1 m²当たり10羽以下とする。
- エ 肥育期間は、90日～170日とする。

（３）最終製品としての形態

「会津地鶏」の最終製品としての形態は、鶏肉、その内臓肉、かわ、がら及びなんこつである。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「会津地鶏」の始祖とされる「純系会津地鶏」は、平家の落人により愛玩用として会津に持ち込まれたのが始まりと言われており、美しい羽装から主に観賞用として飼育され、その黒く長い尾羽は、1570年代に伝承された郷土芸能の「会津彼岸獅子」の獅子頭に使用されるほか、鶏肉等は山間地域の正月や祝い行事の食材として珍重されるなど、450年以上前から会津の歴史とともに歩んできた鶏である。

生産地の会津地域は、日本海側からも太平洋側からも100kmほど離れた内陸部であったため、周辺に交雑するような鶏がいなかったことで、「純系会津地鶏」は会津の固有種として生き残ってきたが、他の鶏と比べて体が小さく、産卵性もあまり高くなかったため、徐々に飼養者も減少し絶滅寸前となっていた。

このため、昭和62年に現在の福島県農業総合センター畜産研究所である福島県養鶏試験場（以下「県試験場」という。）が、会津地方の農家が飼育していた「純系会津地鶏」を譲り受け、原種の保護と繁殖に乗り出し、併せて鹿児島大学に血液鑑定を依頼した結果、固有種であることが判明しており、平成11年には地鶏肉の日本農林規格（通称「JAS」）において在来種に規定された。

県試験場は「純系会津地鶏」が持つ肉質と食味を重視しつつ、生産性の向上を踏まえた改良を重ね、平成3年に「純系会津地鶏」の雄とホワイトプリマスロックの雌による雄種鶏にロードアイランドレッドの雌種鶏を掛け合わせた交配様式を決定し、平成4年から地鶏の「会津地鶏」として生産を開始している。

平成17年に協会を結成してからは、福島県と連携して「会津地鶏」の鶏肉・鶏卵の生産供給の促進や飼育・管理技術の向上などに取り組んでおり、福島県内のみならず、東北、北関東、東京都内、関西へと販路を拡大している。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

「会津地鶏」は、平成3年に県試験場が「純系会津地鶏」と優良な肉用種鶏との交配により作出し、翌年の平成4年から生産・出荷を開始しており、当時は昭和51年に会津地方の養鶏経営安定と会員相互の親睦を図ることを趣旨として発足した福島県養鶏協会会津地方支部が、福島県の協力を受けながら福島県内の小売店、飲食店、ホテル等での取り扱い拡大など様々な活動を展開した。

平成17年12月に「会津地鶏」の生産農家とその流通業者で組織する協会を設立し、福島県と連携して「会津地鶏」の鶏肉・鶏卵の生産供給の促進や飼育・管理技術の向上などに取り組み、平成18年には、「会津地鶏」のロゴマークを商標登録するなど、更なるブランド化を推進している。

また、平成19年には、協会会員を筆頭株主とする「株式会社会津地鶏ネット」を設立し、翌年の平成20年に「会津地鶏」(会津)対「長州どり」(長州)のやきとり戊辰対決!!」と銘打って「やきとり長さ世界一挑戦イベント」を開催しており、平成29年から運行の高級クルーズトレインにおける車内メニューのメイン食材として使用されるなど全国的な知名度も高まっている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。)：

☒ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない

10 連絡先

